

# 児童手当制度改正フローチャート



## スタート

○歳から高校生年代(※1)まで の児童を養育していますか?

- **※1** 令和6年度においては 平成18年4月2日~平成21年 4月1日生まれの児童のことで す。
- **※2** 令和6年度においては 平成14年4月2日~平成18年 4月1日生まれの子のことです。

### 〇児童手当の考え方

児童手当は原則的に養育している児童(生活の面倒を見ている 児童)の父、母のうち、生計の維持の程度が高い方(所得の高 い方)が受給者となります。

- ※受給者と児童が別居している場合でも、仕送り等により児童 の生活の面倒を見ている場合は支給の対象となります。
- ※別途申立書が必要です。

大学生年代(※2)ま での子を養育していま すか?



その子を含めて養育して いる子は3人以上います か?

いいえ

いいえ



令和6年9月1日現在、当市から児童手当・ 特例給付を受給していますか?

※公務員の方は所属庁で申請が必要な場合 がありますので、職場へお尋ねください。

いいえ

いいえ

はいく

養育している0歳~高校生年代 までの児童について当市から児 童手当を受給したことがありま すか?



はい

いいえ

その子への経済的負担 (学費や生活費など) はありますか?

はい



手続不要

多子加算の算 定対象の要件 外となります。

### 手続不要

支給要件外と なります。

認定請求書等 の提出が必要 です。

額改定認定請求 書等の提出が必 要です。

### 手続不要

支給額が変わりま すので、拡充後の 決定通知書をご確 認ください。

### 手続必要

額改定認定請求書、監 護相当・生計費の負担 についての確認書等の 提出が必要です。

(注)このフローチャートは参考例であり、手続き後に審査を行い決定します。不明な点は子育て支援課へお尋ねください。